議案第40号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように 制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例(平成14年鹿児島県条例第69号)の 一部を次のように改正する。

別表の1中表の部分を次のように改める。

			E-31 - 11	基	本	- ,	料	L V
区	4	}	午前9時	午後1時	午後6時	午前9時	午後1時	午前9時
_	J		から正午	から午後	から午後	から午後	から午後	から午後
			まで	5 時まで	10時まで	5 時まで	10時まで	10時まで
			円	円	円	円	円	F
県民ホール	入場料を徴収しない	平 目	8,000	24, 100	30, 600	32, 200	54, 700	60, 50
	場合	土・日曜日休日	9, 700	28, 900	36, 400	39, 000	65, 300	72, 30
	入場料を徴収する場 合	平 目	12, 900	38, 700	48, 300	51, 600	87, 000	96, 60
		土・日曜日休日	14,600	46, 800	58, 000	61, 300	104, 600	115, 60
大ホール	入場料を徴収しない 場合	平 日	3, 200	10, 000	12, 800	13, 400	22, 800	25, 10
		土・日曜日休日	4, 100	11, 900	15, 100	16, 200	27, 100	30, 20
	入場料を徴収する場 合	平 日	5, 400	16, 100	20, 000	21, 500	36, 300	40, 20
		土・日曜日休日	6, 100	19, 400	24, 100	25, 400	43, 600	48, 10
中ホール	入場料を徴収しない 場合	平 目	2, 100	6, 400	8, 000	8, 400	14, 400	16, 00
		土・日曜日 休 日	2, 500	7, 600	9, 600	10, 200	17, 200	19, 10
	入場料を徴収する場 合	平 目	3, 300	10, 200	12, 900	13, 700	23, 000	25, 40
		土・日曜日休日	3,800	12, 400	15, 300	16, 200	27, 600	30, 60
ギャラリー 第1		入場料を徴 収しない場 合	1日につき	₹ 29, 400F	Ч			
		入場料を徴 収する場合	1日につき	₹ 44,000F	円			
ギャラリー 第2		入場料を徴 収しない場 合	1日につき 20,200円					
		入場料を徴 収する場合	1日につき 30,200円					
収 ギャラリー 第3 入		入場料を徴 収しない場 合	1日につき 3,700円					
		入場料を徴 収する場合	1日につき	₹ 5,800円				
		入場料を徴	1					

展示ロビー		収しない場 合	1日につき	3,700円				
		入場料を徴 収する場合	1日につき	5,700円				
リハーサル室	リハーサルに係るも の	入場料を徴 収しない場 合	5, 200	5, 200	5, 200	10, 100	10, 100	15, 400
		入場料を徴 収する場合	7, 600	7, 600	7, 600	15, 200	15, 200	23, 200
第1	リハーサルに係るも の以外のもの	入場料を徴 収しない場 合	8,000	10, 300	10, 300	15, 700	15, 700	23, 600
		入場料を徴 収する場合	11, 900	15, 600	15, 600	23, 500	23, 500	35, 300
リハーサル室 第2	リハーサルに係るも の	入場料を徴 収しない場 合	900	900	900	2,000	2, 000	3, 000
		入場料を徴 収する場合	1, 300	1, 300	1, 300	2, 900	2, 900	4, 600
	リハーサルに係るも の以外のもの	入場料を徴 収しない場 合	1,500	2, 100	2, 100	3, 000	3, 000	4, 600
		入場料を徴 収する場合	2, 300	3, 000	3, 000	4, 600	4, 600	6, 800
	リハーサルに係るも の	入場料を徴 収しない場 合	900	900	900	2,000	2, 000	2, 900
リハーサル室		入場料を徴 収する場合	1, 300	1, 300	1, 300	2, 900	2, 900	4, 400
第3	リハーサルに係るも の以外のもの	入場料を徴 収しない場 合	1,500	2,000	2,000	2, 900	2, 900	4, 500
		入場料を徴 収する場合	2, 300	2, 900	2, 900	4, 400	4, 400	6, 700
	リハーサルに係るも の	入場料を徴 収しない場 合	900	900	900	1, 900	1, 900	2, 800
リハーサル室 第 4		入場料を徴 収する場合	1, 300	1, 300	1, 300	2, 700	2, 700	4, 300
	リハーサルに係るも の以外のもの	入場料を徴 収しない場 合	1,500	1, 900	1, 900	2,800	2, 800	4, 400
		入場料を徴 収する場合	2, 300	2, 700	2, 700	4, 300	4, 300	6, 600
	リハーサルに係るも	入場料を徴 収しない場 合	600	600	600	1, 100	1, 100	1, 900
リハーサル室	0	入場料を徴 収する場合	900	900	900	1,800	1, 800	2, 700

第 5	リハーサルに係るも	入場料を徴 収しない場 合	900	1, 200	1, 200	2,000	2, 000	2, 90	
	の以外のもの	入場料を徴 収する場合	1, 300	2, 000	2, 000	2, 900	2, 900	4, 40	
	リハーサルに係るもの	入場料を徴 収しない場 合	500	500	500	1,000	1, 000	1, 80	
リハーサル室		入場料を徴 収する場合	800	800	800	1,600	1,600	2, 60	
第6	リハーサルに係るも の以外のもの	入場料を徴 収しない場 合	800	1, 100	1, 100	1,800	1,800	2, 60	
		入場料を徴 収する場合	1, 200	1, 800	1,800	2,600	2, 600	3, 90	
スタジオ・調整室		入場料を徴 収しない場 合	1時間までごとにつき 900円						
		入場料を徴 収する場合	1時間までごとにつき 1,300円						
楽屋 (第1から第4まで)		入場料を徴 収しない場 合	1室につき	2,200円					
		入場料を徴 収する場合	1 1 室につき 3 200円						
大研修室(第1から第4まで)		入場料を徴 収しない場 合	6, 300	7, 900	10, 000	11, 900	20, 700	22, 60	
		入場料を徴 収する場合	9, 400	11, 800	15, 000	17, 900	30, 900	33, 70	
中研修室(第1から第3まで)		入場料を徴 収しない場 合	5, 400	6, 700	8, 500	10, 700	18, 400	20, 00	
		入場料を徴 収する場合	7, 900	10, 000	13, 000	16, 000	27, 500	30, 20	
小研修室 第1		入場料を徴 収しない場 合	2,800	3, 700	4, 700	5, 900	10, 000	10, 90	
		入場料を徴 収する場合	4, 300	5, 700	6, 900	8,800	15, 000	16, 30	
小研修室(第2・第3)		入場料を徴 収しない場 合	4, 300	5, 700	7, 200	8, 900	15, 100	16, 60	
		入場料を徴 収する場合	6, 400	8, 300	10, 700	13, 300	22, 700	24, 80	
収し; 合		入場料を徴 収しない場 合							
		入場料を徴収する場合	1室1時間までごとにつき 800円						

ì		i	1
絵画制作室		入場料を徴 収しない場 合	1時間までごとにつき 500円
		入場料を徴 収する場合	1時間までごとにつき 800円
陶芸制作室		入場料を徴 収しない場 合	1時間までごとにつき 500円
		入場料を徴 収する場合	1時間までごとにつき 800円
調理実習室		入場料を徴 収しない場 合	1時間までごとにつき 500円
		入場料を徴 収する場合	1時間までごとにつき 800円
工芸室		入場料を徴 収しない場 合	1時間までごとにつき 500円
		入場料を徴 収する場合	1時間までごとにつき 800円
和研修室・茶室		入場料を徴 収しない場 合	1 時間までごとにつき 1,100円
	作 则 [6 主 - 水主		1時間までごとにつき 1,800円
	展示会,博覧会,業として行う写真撮影 その他これらに類す	入場料を徴 収しない場 合	1日につき 1,000円
県政記念公園	る催しに係るもの (工作物の設置を伴 うものを除く。)	入場料を徴 収する場合	1日につき 1,600円
	展示会、博覧会、業 として行う写真撮影 その他これらに類す る催しに係るもの (工作物の設置を伴 うものに限る。)	入場料を徴 収しない場 合	1日につき 3,200円
		入場料を徴 収する場合	1日につき 5,000円
	業として行う映画撮影	入場料を徴 収しない場 合	1日につき 5,600円
		入場料を徴 収する場合	1日につき 8,300円

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例 の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料に ついては、なお従前の例による。

(提案理由)

かごしま県民交流センターの施設の使用料の額を改定するため、所要の改正をしようとする ものである。